

# 特別養護老人ホーム信竜 利用料金表

(令和5年5月1日改定)

## ●サービス利用料金

- ・介護保険法の規定により、要介護度に応じたサービス料金が定められています。  
サービス利用料金から介護給付費額を除いた金額が、自己負担金額となります。

		← 特 例 入 所 →				
ユ型福祉施設 I		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの単位数		652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
1ヶ月30日とした場合 の利用者負担	※1割負担	1,956 単位	2,160 単位	2,379 単位	2,586 単位	2,787 単位
	※2割負担	3,912 単位	4,320 単位	4,758 単位	5,172 単位	5,574 単位
	※3割負担	5,868 単位	6,480 単位	7,137 単位	7,758 単位	8,361 単位

※利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」によります。

当施設では、必要に応じての下記の加算が生じる場合があります。

項 目	概 要	1日につき
* 初期加算	入所日から30日以内に加算30日を超える病院等への入院後に再度当施設に戻られた際にも対象となります。	30単位
* 個別機能訓練加算(I)	看護職員、介護職員、生活相談員等職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、実施します。	12単位
* 栄養マネジメント強化加算	栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施します。	11単位
看護体制加算(I)	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護師を1名配置しています。	4単位
日常生活継続支援加算2	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められる入居者の割合が100分の65以上で、介護福祉士の数が常勤換算で定められた人数がいます。	46単位
経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行する場合、医師、管理栄養士、看護職員等による支援を行ないます。	28単位
入院・外泊時費用	病院へ入院、自宅への外泊等施設サービス利用料金に代わり発生します。	246単位
看取り介護加算(I)	看取り介護を行なった場合(死亡日45日前～31日前)	72単位
	看取り介護を行なった場合(死亡日以前4～30日間)	144単位
	看取り介護を行なった場合(死亡日の前日、前々日)	680単位
	看取り介護を行なった場合(死亡日)	1,280単位

項 目	概 要	1回につき
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。 (1日3食を限度とし、1食を1回とします。)	6単位
〔再入所連携加算〕 入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携	医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理について調整します。(再入所時1回限り)	200単位

項 目	概 要	1ヶ月につき
* 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出して、フィードバックされた情報は介護サービスを有効に提供する為に活用します。	50単位
* 排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつ状態の改善が期待できる入所者様を支援していく為、六か月ごとの評価を行い、厚生労働省に提出し、その結果情報を活用するとともに支援計画を作成します。	10単位
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしつつ、要介護状態の軽減が見込まれる方について、施設入居時等と比較して、排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない・又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	45単位
排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たしつつ、要介護状態の軽減が見込まれる方について、施設入居時等と比較して、排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	20単位
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害、誤嚥が認められる入所者に対し、医師または歯科医師、管理栄養士、看護職員等が協働して食事観察、会議等して、食事摂取が継続できる計画を立てて行ないます。	400単位
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定して食事摂取を支援する為の食事観察、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合に加算します。	100単位
ADL維持等加算(Ⅰ)	一定期間で測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を一定の基準に基づき算出した値(調整済ADL利得)の平均値が1以上であること。 厚生労働省に当該測定を提出していること。	30単位
ADL維持等加算(Ⅱ)	一定期間で測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を一定の基準に基づき算出した値(調整済ADL利得)の平均値が2以上であること。 厚生労働省に当該測定を提出していること。	60単位
自立支援促進加算	医者が医学的評価を行って、自立支援・重度化防止の対応が必要な入所者様について多職種共同で「支援計画」を策定。その支援計画に沿ったケアを実施、定期的な評価、見直しをします。その評価結果を厚生労働省に報告。	300単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生リスクについて、施設入居時等に評価するとともに、3月に1回、評価を行った結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡ケア計画を作成する等当該情報を活用します。	3単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(1)の要件を満たしつつ、入居時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者様について褥瘡の発生がない場合。	13単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	(1)の要件を満たしつつ、入所者様ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時に評価するとともに、3月に1回以上、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告。	10単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。	20単位

※ 厚生労働大臣が定める1単位の単価については10.27円となります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは合計単位数に8.3%を乗じた単位の加算となります。

※ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱは合計単位数に2.3%を乗じた単位の加算となります。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算は合計単位数に1.6%を乗じた単位の加算となります。

●その他生活費等の実費分

項目	料金
* 日常生活費 (日常生活に要する費用)	250円/日
* 電気製品使用料 (テレビ・加湿器等1製品あたり)	100円/台
* 外出時・居住費 (月6泊7日を超えた場合)	2,500円/日
● 理美容代(カットのみ)	2,200円/回
● 買い物代行	300円/回
複写物の交付	10円/枚
証明書発行料	200円/回
* 契約終了後も居室を明け渡さない場合	介護報酬の10割

項目	料金
● 医療費	実費
▲ 薬剤費	実費
● 医務消耗品	実費
● 補助食品	実費
● 喫茶代	実費
倶楽部活動・レク・行事材料費	実費

\* は、利用料にて徴収致します。

● は、預り金にて徴収致します。

▲ は、直接契約の口座振替、一部預り金にて徴収致す場合もあります。

●入所者が医療機関等に入院された場合

福祉施設入院・外泊時費用 246単位  
(病院へ入院、自宅への外泊等施設サービス利用料に代わり発生します)  
月6日迄

及び 居住費

第1段階 820円(1日)  
第2段階 820円(1日)  
第3段階①1,310円(1日)  
第3段階②1,310円(1日)  
第4段階2,006円(1日)

が発生致します。

◎入院等で月6日以後につきましては居住費2,500円(1日)〈1ヶ月75,000円〉で最大3か月迄確保させて頂く事が可能です。

●負担限度額認定※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

区分	対象者
第1段階	生活保護者等・世帯全員が市町村民税非課税で高齢年金受給者 預貯金等単身1000万円、夫婦2000万円以下
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で年金収入等 80万円以下 預貯金等単身650万円、夫婦1650万円以下
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で年金収入等 80万円超120万円以下 預貯金等単身550万円、夫婦1550万円以下
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で年金収入等 120万円超 預貯金等単身500万円、夫婦1500万円以下
第4段階	世帯の中に住民税課税となっている方又は預貯金が一定額を超える方

※負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載の負担限度額(1日あたり)の負担額となります。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居住費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円

●1ヶ月(30日として)あたりの合計概算

利用者負担段階	要介護度	介護保険負担額			食費	居住費	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)					
第1段階	要介護1	20,088円	40,176円	60,264円	300円/日 1ヶ月 9,000円	820円/日 1ヶ月 24,600円	53,688円	73,776円	93,864円
	要介護2	22,183円	44,366円	66,549円			55,783円	77,966円	100,149円
	要介護3	24,432円	48,864円	73,296円			58,032円	82,464円	106,896円
	要介護4	26,558円	53,116円	79,196円			60,158円	86,716円	112,796円
	要介護5	28,622円	57,244円	85,866円			62,222円	90,844円	119,466円
第2段階	要介護1	20,088円	40,176円	60,264円	390円/日 1ヶ月 11,700円	820円/日 1ヶ月 24,600円	56,388円	76,476円	96,564円
	要介護2	22,183円	44,366円	66,549円			58,483円	80,666円	102,849円
	要介護3	24,432円	48,864円	73,296円			60,732円	85,164円	109,596円
	要介護4	26,558円	53,116円	79,196円			62,858円	89,416円	115,496円
	要介護5	28,622円	57,244円	85,866円			64,922円	93,544円	122,166円
第3段階①	要介護1	20,088円	40,176円	60,264円	650円/日 1ヶ月 19,500円	1,310円/日 1ヶ月 39,300円	78,888円	98,976円	119,064円
	要介護2	22,183円	44,366円	66,549円			80,983円	103,166円	125,349円
	要介護3	24,432円	48,864円	73,296円			83,232円	107,664円	132,096円
	要介護4	26,558円	53,116円	79,196円			85,358円	111,916円	137,996円
	要介護5	28,622円	57,244円	85,866円			87,422円	116,044円	144,666円
第3段階②	要介護1	20,088円	40,176円	60,264円	1,360円/日 1ヶ月 40,800円	1,310円/日 1ヶ月 39,300円	100,188円	120,276円	140,364円
	要介護2	22,183円	44,366円	66,549円			102,283円	124,466円	146,649円
	要介護3	24,432円	48,864円	73,296円			104,532円	128,964円	153,396円
	要介護4	26,558円	53,116円	79,196円			106,658円	133,216円	159,296円
	要介護5	28,622円	57,244円	85,866円			108,722円	137,344円	165,966円
第4段階	要介護1	20,088円	40,176円	60,264円	1,445円/日 1ヶ月 43,350円	2,006円/日 1ヶ月 60,180円	123,618円	143,706円	163,794円
	要介護2	22,183円	44,366円	66,549円			125,713円	147,896円	170,079円
	要介護3	24,432円	48,864円	73,296円			127,962円	152,394円	176,826円
	要介護4	26,558円	53,116円	79,196円			130,088円	156,646円	182,726円
	要介護5	28,622円	57,244円	85,866円			132,152円	160,774円	189,396円

※利用者負担割合は「介護保険負担割合証」記載の割合となります。